

別表1 施設の管理運営に係る補助金の対象となる経費

項目名	内容
バスターミナルの管理運営業務直接費	・管理委託費、警備費、清掃費及び空調保守費
バスターミナルのシステム保守管理費	・運行管理システム及び発券機器の保守管理費
施設に係る光熱水費	・バスターミナルの固有部分の電気、水道及びガス料金 ・共用部分の光熱水費のうち施設分に相当する電気、水道及びガス料金(共用部分全体の当該費用を施設に係る容積で按分し算出した額)
施設の保守管理費	・警備費、清掃費、廃棄物処理費、建物管理費及び機械・設備の保守管理費等(建物全体の当該費用を施設に係る面積で按分し算出した額)
バスターミナル固有の管理運営に係る その他雑費	・アナウンス費、発券機の両替関係費、路面補修費、修繕費、旅費交通費、消耗品費、新聞図書費、通信費、会費、公租公課(固定資産税等を除く)及び公租公課(固定資産税等)※注
施設の一般管理費	・報酬、旅費交通費、消耗品費、新聞図書費、通信費、光熱水費、リース料、支払手数料、公租公課、会議費、広告宣伝費、業務委託料、修繕費、顧問料、保険料、諸会費、支払利息及び法人税等(補助事業者の当該費用をバスターミナルに係る面積で按分し算出した額) ・ビル保険料及びビル地代等(補助事業者の当該費用を施設に係る面積で按分し算出した額)
その他	・その他、補助対象経費とすることが適当と市長が認める経費

※注 公租公課(固定資産税等)は、バスターミナル部分の固定資産税等額の100分の50に相当する額(100円未満切上げ)とし、バスターミナル部分の固定資産税等額は、OCATの固定資産税等額に、バスターミナル面積をOCATの家屋(事務所)面積で除して算出した割合(少数点第2位未満切上げ)を乗じた額(1円未満切捨て)とする。

別表2 バスターミナル事業に係る収入相当額

項目名	内容
バース使用料	・バスターミナル内のバース使用料収入
発券手数料	・乗車券の発券手数料収入
その他の収入	・その他バスターミナル内で得られる収入